

平成 26 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書Ⅰ
【インクルーシブ教育システム構築モデルスクール】

法人名	学校法人 松風学園
-----	-----------

概 要

モデルスクールの概要（平成 27 年 3 月 31 日現在）

	モデルスクール名	在籍者数	教職員数
1	彦根総合高等学校	523 名	64 名

【事業概要】

1. モデルスクールの特色（特別支援教育に関する事項）

本校には、滋賀県全域及び県外から発達障害のある生徒や身体的配慮、学習面の配慮を要する生徒が多く通学している。現在、把握している全体の 20%～30%の生徒が、何らかの個別の支援を中学校段階までで受けてきており、本校で個別の教育支援計画を引き継いでいる。そのため、本校で行われる高等学校教育の現場で、中学校段階までの状況を理解し、個別への適切な指導・支援を実施していく事が求められている。

本校は平成 22・23 年度に文部科学省指定の「高等学校における発達障害のある生徒支援」に関する研究を行った。日常から、発達障害のある生徒と丁寧に向き合い、「生徒理解」を適切に行い、生徒の現状に応じた対応を協議しながら組織的に行う体制作りをこの研究の中で実施してきた。「生徒理解」は発達障害のある生徒だけではなく、全ての生徒に対して当然行われていくべき教育活動だが、それをどこまで丁寧に行う事が出来るかが、教育のユニバーサル化を推進できるか否かに関わる。本校で多くの発達障害のある生徒、過去に不登校状況であった生徒、そして低学力で悩んでいた生徒がのびのびと明るく登校し、卒業までに「化けた」と表現されるほど、自己の能力を伸ばすことができているのは、この学校が目指す「教育のユニバーサル化」の成果である。

昨年度インクルーシブ教育システム構築モデル事業の委託を受け、学校全体としてインクルーシブ教育をどのように取り込んでいくべきかを協議し始めた。個別の生徒を考えての組織整備という観点は、以前から本校において醸成されていた観点ではあるが、どのような形で整理をすることができるかということと、新たな観点が必要であるかということが論議されることとなった。

今年度については、昨年度までの取組を継続しながら、新たな事業を開始することよりも、一つ一つの実施内容についての検証を深め、制度を変える事よりも、精度を高めていくことに取り組んだ一年であった。

2. 取組の概要

本校では、合理的配慮を図るために、中高連絡協議会を持ち、中学校からの引継ぎを確実にし、生徒個別の引継内容をファイル化し全職員へ配布し、入学する4月の段階から、クラス編成や授業上の問題を生徒が抱えずにスタートを切れるよう配慮を行ってきた。今年度は、ファイル内容について生徒の顔写真をと詳細をよりわかりやすく伝達できるよう改善した。また、入学後に行われる教育相談により、生徒から直接学校生活上で不安に思うことを吸い上げ、その内容やその後の面談などの記録については教育相談報告書を用いて、多くの職員で回覧を行い、生徒対応を組織的に行う事ができる体制をとっている。さらに、特別支援委員会という校内検討委員会で管理職を含めた多くの教員で生徒の状況を毎月確認し、支援内容の更新を検討しデータ化された個別支援計画票への入力を行う。さらに学期に1度インクルーシブ運営協議会を行い、該当生徒への指導・支援について外部専門協力員からの助言を受ける。同じく学期に1度、外部専門協力員から職員全体研修を受け、教員でインクルーシブ教育について学び、支援方法や教育的な視点を共有する場を持つ。

今年度より合理的配慮協力員を2名配置し、授業観察の中で支援的対応の必要な生徒について、保護者との連携の上、サポート活動を行った。当初は授業に集中できなかった生徒が、支援を受けることにより授業内容を理解し、コミュニケーション能力を向上させていくことができた。また、学習上の課題を抱える生徒に対しては、基礎学習会を設定し、夏休みや放課後に近隣の大学生や地域の人を招きチューターとして学習支援活動に当たってもらい、多様な学習の場を確保した。そして、対人コミュニケーションに課題を持つ生徒に対してはスクールカウンセラーが計画を立案しソーシャルスキルトレーニングを行い、能力の向上を目指した。さらに、個別の授業内での状況を共有し、どのような授業展開をすることが支援につながり、どのような指導方法で対処するのが本人に伝わるのかを協議するため、情報交換会を実施した。

様々な取組について、生徒一人一人の状況を見極めながら、発達段階へ応じた、社会へ出るために今必要とされる支援を、学校と保護者が合意の上でその都度連携を取った。

3. 成果及び課題

今年度、合理的配慮協力員を初めて本格的に配置したこともあり、役割をどのようにしていけばより効果的に生徒への支援が行えるのかを十分検討できていない中での運用であったため、有効な支援が行えるようになるまでの時間を要してしまった。

また、学校内の教員・生徒共に、合理的配慮協力員というものへのなじみが薄く、学校全体の支援体制の中で合理的配慮協力員をどの位置に置くことが良いか検討を要する。